

日清戦争における雇員医師について

鈴木 紀子

順天堂大学医学部医史学研究室／佼成病院看護部

医術開業免状所有者が、雇員医師として日清戦争に従軍した事実がある。本研究では、陸軍衛生制度の変遷の中で、医術開業免状所有者が果たした役割について考察する。

明治15(1882)年7月23日に壬午事変が勃発したことをきっかけに、日本は対外戦争を想定した軍備拡張政策を計画し、実行に向け軍制改革を行った。大陸戦を想定し、戦時に必要となる衛生隊編制のためには、その構成員である軍医の確保は喫緊の課題であった。

陸軍では、明治22(1889)年12月24日「陸軍衛生部現役下士補充条例」(勅令94号)を制定し、軍医補充の規定ができた。補充対象者は、第1条第2項目に「一年志願兵中医学術若クハ薬舗開業免状及医科大学若クハ高等中学校医学部卒業証書ヲ所持シ、入隊後六箇月以上軍事上ノ教育ヲ受ケタル者ニシテ志願ニ依リ見習医官又ハ見習薬剤官ヲ命セラレ三箇月以上衛生部士官ノ勤務ニ服シタル者」と定められた。

明治27(1894)年1月、東学党の乱の勃発により、清国側の派兵の動きに対して、日本政府も天津条約に基づいて兵力派遣を決定し、6月5日には大本営を設置した。7月3日、この事変に際し陸軍衛生部士官に多数の欠員が生じており、欠員補充は緊急の課題であり、軍務局長、医務局長、人事課長の連名で閣議に条例の追加案が提出された。

7月12日勅令99号が制定され、軍医不足に対して特選を以て補充することが告示された。8月1日、清国に対して日本が宣戦布告したことで、日清両国の戦端が開かれた。陸軍では軍医不足で師団に軍医が配属できないことから、広く優秀な者を選抜して軍医として採用する「特選の内規」に基づき、公募(陸軍省告示第11号)を行った。その内規とは、医術開業免状を所持する者は学術試験の上、資格所有者として採用するというものであり、年齢35歳以下の身体強健な者という条件が明示された。

また同時に陸軍では、地方における名望な医師に予備病院での治病を委託した。これら軍医不足のために、明治27年8月から翌28年(1895)年5月までに採用された特選軍医(雇員医師)数は、643名(『明治二十七八戦役陸軍衛生紀事摘要』大本営野戦衛生長官部、1900年)であった。その内訳は、清韓両国への派遣112名、台湾98名、出征を命じられが出港には至らなかった者35名、留守師団及び諸官衙への配属398名(主に予備病院に配属)であった。

日清戦争で特選軍医に採用された者のうち約200名は、明治28年12月、翌29年1月、2月の3回に分けて軍医学校に召募され、短期の講習(約1カ月間)を受け、軍医専門の学科を教授された。これは、軍医としての知識を授け、同時に人物・学力を視察検定しておくことで、有事が起こった際に軍医として各部隊に復員できるようにするための対処であった。この結果、軍医不足に対して、軍医となる資格者を陸軍が平時に確保できることとなり、同時に日清戦争に従軍した雇員医師には、軍医となる道を開いたことになった。